

津奈木町地域おこし協力隊募集要項

1. 目的

津奈木町の豊かな地域資源を守り最大限に活用しながら地域経済を活性化し、資金や人材を呼び込むまちづくりを推進するため、津奈木町のまちづくり・地域コミュニティの担い手として町民と共に地域課題の解決に向けた実践ができる人材を「地域おこし協力隊」として募集します。

2. 業務概要

次の業務の中から、隊員の特徴を活かしながら活動を行ってまいります。

- (1) 津奈木町農業活性化推進業務（農業の振興や現状の課題解決に向けた生産者と連携した各種取り組み）

- ア. 担い手確保・育成対策及び農作業支援

- イ. 耕作放棄地対策

- ウ. 鳥獣害に強い農業

- エ. 果樹・野菜等の振興による活性化

- オ. 熱帯果樹の振興

- (2) 住民参画型アートプロジェクト推進業務（つなぎ美術館学芸員）

- ア. 展覧会及びアートプロジェクトの企画運営その他業務

- (3) 地域商社設立・移行支援業務

- ア. 地域商社設立、移行に向けた「つなぎ百貨堂」の運営スタッフ

※地域商社設立後は地域商社運営スタッフ。

3. 募集対象

- (1) 令和6年4月1日時点で、20歳以上50歳未満の方（性別不問）
- (2) 応募時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等に該当しない市町村）に在住し、委嘱後に津奈木町に住民票を異動して居住できる方、または他地域で地域おこし協力隊員であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解職1年以内）で、委嘱後に津奈木町に住民票を異動して居住できる方。
- (3) 心身ともに健康であり、かつ地域住民とコミュニケーションが取れ、積極的に地域活動ができる方
- (4) 活動地域への居住と自治会への加入により、地域のイベントや行事などに積極的に協力できる方
- (5) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も津奈木町に定住し、起業・就業しようとする意欲のある方
- (6) 普通自動車運転免許証を有している方で、日常的な運転に支障のない方
- (7) パソコンの一般的な操作ができる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

(9) 総務省（特別交付税措置）の地域おこし協力隊員の要件に該当する方

4. 募集人数等

業務内容	募集 人員	必要な資格・技術等
(1) 津奈木町農業活性化推進業務	1人 程度	—
(2) つなぎ美術館の学芸業務		次の条件をいずれも満たしている人 1. 博物館法による学芸員の資格を有する人 2. 学校教育法による大学または大学院で美術に関する専門的な課程を履修し卒業・修了した人 3. 美術館に3年以上の勤務経験がある人
(3) 地域商社設立・移行支援業務		—

5. 勤務地

津奈木町役場、町内各施設 等

6. 雇用形態・期間

(1) 雇用形態 業務委託契約（町との雇用関係はありません。）

(2) 委嘱期間 委嘱の日から1年

※委嘱の日については、採用決定後に相談のうえ調整します。

※業務・活動実績等を基に評価を行い、1年単位で更新し、最長3年間まで延長する場合があります。

※地域おこし協力隊員としてふさわしくないと町長が判断した場合には、任期中であっても任用を取り消すことができるものとします。

7. 勤務形態

業務委託契約書で定めることとします。

8. 報酬等

月額266,000円（期末手当及び退職手当相当額を含む）

※賞与、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当等はありません。

9. 待遇・福利厚生

(1) 町との雇用関係がないため、個人で健康保険及び国民年金に加入いただきます。

(2) 活動期間中の住居は活動地域内の居住となり、隊員が居住する賃貸住宅の家賃

については、月額50,000円を限度とし町が助成します。ただし、引っ越しにかかる費用、活動中の生活に必要な光熱水費及び生活必需品等は自己負担となります。

(3) 建物賃貸借契約に必要な敷金及び礼金並びに契約手数料については、隊員として最初に居住した民間賃貸住宅の建物賃貸借契約のみを対象とし、契約した民間賃貸住宅の家賃の3月分又は150,000円のいずれか低い額を町が助成します。

(4) 光ファイバ網によるブロードバンドサービスの利用料（サービスを利用するために民間賃貸住宅に光ファイバ網を設置する初期工事費を含む。）については、初期工事費は実費相当額とし、月額利用料は7,000円又は契約金額のいずれか低い額を町が助成します。

(5) 活動に使用する車両（車両の任意保険料及び燃料費を含む。）については、月額45,000円を町が助成します。

(6) その他、活動に伴う消耗品費、研修費、旅費等については、予算の範囲内で町が負担します。

(7) 勤務地については、業務の内容により異なりますので、町が指定した場所を拠点に活動していただきます。

10. 受付期限

令和6年5月31日（金）

11. 決定までの流れ

(1) 応募方法

応募用紙（様式第1号）に必要事項を記入いただき、次に掲げる必要書類を添付の上、津奈木町役場政策企画課に郵送又は持参してください。なお、応募用紙については、津奈木町ホームページにも掲載しています。

- ① 履歴書、カラー顔写真（履歴書貼付）
- ② 住民票の写し（※発行から3ヶ月を経過していないもの）
- ③ 運転免許証の写し

※提出された書類は、返却できませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査方法

■第1次選考（書類審査）

書類選考の上、結果を応募者全員に通知します。

※書類選考は、提出された応募用紙（様式第1号）の内容に基づき審査を行いますので、応募用紙（様式第1号）はできるだけ詳しく記載してください。

■第2次選考（面接審査）

第1次選考合格者を対象に対面またはオンラインによる面接を行います。会場等詳細については第1次選考結果を通知する際にお知らせします。なお、選考会場（津奈木町）までの交通費等については受験者負担となります。

(3) 選考結果の通知

最終選考の結果は、2次選考（面接審査）後に文書またはメールで通知します。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられません。

1 2. 問い合わせ先・書類提出先

津奈木町役場 政策企画課

住所：〒869-5692 熊本県葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地

電話：0966-78-3114 FAX：0966-78-3116

メール：seisakukikaku@town.tsunagi.lg.jp